

ダムの目的（やくわり）

河川管理者が管理しているダムで、貯水・取水用を目的に建設・管理するダムには、以下の2つの目的を持っています。

発電専用ダムのように一つの目的だけのものや多目的ダムのように複数の目的のために作られているものがあります。

県が管理しているダムでは、秋田市の「旭川ダム」が治水のみのダムであり、それ以外はすべて多目的ダムとなっています。

やくわり①利水

川の水をダムに貯めて、その水を「農業用水」、「水道用水」、「工業用水」、「発電」などへの利用や、雨の少ない時期でも下流河川の正常な機能を維持するための水量（維持流量）を保つなどの役割があります。

やくわり②治水

河川が氾濫するような大きな出水（以下、「洪水」という。）を上流のダムで貯めて、河川の氾濫を防止します。

※貯水・取水以外のダムとして以下のものがあります。

・砂防ダム

荒廃した産地からでる砂礫、転籍などを上流部でせきとめて、蓄えることによって土砂の流出防止・調節を行ったりします。

・貯砂ダム

貯水を目的としたダムの上流に設けられ、河川を流れてくる土砂をせき止めして、ダム湖に入る土砂量を少なくする目的があります。